

第2回 長良川河口堰合同会議準備会 会議録

日 時：平成24年10月30日（火）

場 所：愛知県東大手庁舎（406 会議室）

（事務局）

それでは第2回長良川河口堰合同会議準備会を始めます。

はじめに土方水資源監から挨拶があります。

（水資源監）

水資源監の土方でございます。

稲垣座長はじめ先生方には、大変お忙しい中、この準備会にご出席いただきありがとうございます。

先回の準備会では、第1回目ということもありまして、先生方からは、準備会のあり方や今後の進め方について自由なご意見をいただいたと考えております。いただいたご意見を踏まえまして、稲垣座長とも相談をしながら、たたき台となるお手元の資料を作成いたしました。本日もいろいろなご意見をいただき合同会議に進む方向を整理していきたいと考えております。先生方には限られた時間ではございますが、よろしく願いいたします。

（事務局）

それでは始めに配付資料などの確認をいたします。

私は地域振興部土地水資源課主幹の中根でございます。本日の事務局を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

まず、頭に準備会の次第があります。一枚めくって頂きますと、本日の出席者ということで、座長の稲垣様始め、愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会の蔵治委員、小島委員、そして、国の長良川河口堰の更なる弾力的な運用に関するモニタリング部会の関口委員、松尾委員の出席をいただいております。続きまして、一枚めくりまして、配席図になります。その後、議題となっていきますが、第1回長良川河口堰合同会議準備会における座長、委員の発言をまとめまして、座長、委員の方に確認をいただいている資料であります。後ほど事務局からご説明いたします。続きまして、資料2でございますが、昨年11月21日に出された長良川河口堰検証専門委員会報告書に関して、国土交通省中部地方整備局、水資源機構中部支社の意見の対比表となっております。続きまして、資料3、長良川河口堰の開門調査に関する関係者の意見等ということで要約版がございます。その後に意見の全文がございます。この後に配布資料一覧には示してございませんが、本日出席の蔵治委員から、説明の可能性があるということから、9月3日の第3回愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会（現地視察）に富樫委員から提供された資料がございます。それと、本日

のご意見をいただくための用紙があります。以上です。落丁等ございませんでしょうか。よろしいですか。

また、本日の資料としては添付してはございませんが、長良川河口堰合同会議準備会の傍聴に関する要領第6条によって、「傍聴者は、傍聴席においては、写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、座長が許可した場合は、この限りではない。」となっております。本日、1件撮影の要請がありましたので、座長と相談の上、許可を出しておりますのでご報告させていただきます。これは、後日、環境テレビというユーストリームの中で放送されることとなっております。以上でございます。

それでは会議の進行を稲垣座長に渡したいと思しますので、よろしく願いいたします。

(稲垣座長)

みなさん、こんにちは。先生方には、大変お忙しいところ、また、他にも用事があったにもかかわらず都合をつけていただき第2回長良川河口堰合同会議準備会にご出席をいただき本当にありがとうございました。また、傍聴者の皆様方には大変寒い中ではありますが、傍聴していただくということでありありがとうございます。

今日は議事次第もございますように、4つほど議題を用意させていただいておりますが、2回目ということで、1回目はいろいろ自由な意見を出していただきましたけれども、2回目の今回は、できる限り準備会の方向性というものが見えればよいなと思っております。先生方には忌憚のないご意見をいただければありがたいと思しますので、よろしく願いいたします。それと、傍聴者の方には、最後の段階でまたご意見を伺いたいと思っておりますので、それまではご静粛にお聞き取りいただければありがたいと思っております。よろしく願いいたします。それでは座って進めさせていただきます。

まず、7月24日の第1回目の合同会議準備会から少し時間があきましたけれど、合同会議準備会におきまして、先生方から様々なご意見をいただきました。この結果につきましては既に議事録はホームページにアップされておりますけれど、そのポイントを事務局がまとめましたので、この点について先生方の再確認という意味で事務局から資料1についてご説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

(事務局)

それでは資料1をご覧ください。A4の横書きになっております。資料の見方ですが、稲垣座長が一番左でございまして、その次が愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会で、小島委員と蔵治委員、それから国の長良川河口堰の更なる弾力的な運用に関するモニタリング部会で、関口委員と松尾委員がお話になった内容を列挙してございます。順番に読むと長くなりますので、意見は呼応する形で出ておりますので、黒丸のところを上から一つ目の丸、二つ目の丸という言い方をしますけれども、各委員の流れを見ながら、同じような意見はまとめながらご紹介したいと思います。

まず、稲垣座長のところで、丸の一のところ、合同会議を早く立ち上げることが自分の役目であり、そのために必要な資料を検討しなければいけない、となっておりまして、これについては蔵治委員から、三つ目の丸になりますけれども、愛知県の委員会で検討を始めているが時間がかかる。できるだけ早く合同会議をスタートさせたいので、段階的にやるしかないのではないかと、この意見がございました。続いて稲垣座長から、新たな運用（開門調査）をした方がよりメリットがあるという資料を提示して関係機関や第三者の理解を得る必要がある。デメリットも明らかにする。そういう資料を作るためにどうしたら良いか議論する、という意見がありました。これに対して小島委員も、環境、治水、利水、塩害等の論点があるが、中身に入ると合同会議になってしまう。それは準備会の役割ではない、ということでございました。これについては皆さん呼応されまして、関口委員の四つ目の丸ですが、国側も認識を共有しないと合同会議でも議論が進まない。一致、不一致を整理して開門調査をするとどういったメリット、デメリットがあるのか整理する、という意見がございました。これについては松尾委員が、一つ目の丸、準備会は合同会議を行うための論点整理とか運用をどうするかを議論して、国、水機構、岐阜県、三重県に合同会議の開催を提案していくための会議と認識し、三つ目の丸、開門調査のメリット、デメリット、その中身についてはこの場では議論することではない。やるとすれば合同会議であり、より良い方向に進めるためにどのような論点、方法でお互いに理解しあって、合同会議を進めていくかをこの準備会で議論すればよい、ということでございます。続いて稲垣座長の四つ目の丸、これは一番始めに小島委員がお話されたのですが、二つ目の丸、開門調査は開門ではない。その前段の調査。今事業者が行っている弾力的な運用と開門調査のデータを比較してより良い運用ができるのではないかと、とお話されました。稲垣座長も呼応されまして、四つ目の丸、開門してみなければ判らないというのは無責任、調査をやってもある程度問題は生じないというものを出さない事業部局はついてこない、という意見をいただきました。これについては関口委員の方も、一つ目の丸、はじめから開門ありきではなく、開門するかしないかも含めて、そういう問題を扱うために準備会ができたという理解している、というお話がありました。それから稲垣座長から、三つ目の丸、論点整理としては、環境問題と塩害問題と治水・利水の三つがあるが、まずは、一番大きな問題である環境問題と塩害問題をきちっと整理したいという意見がありました。これに対して、松尾委員が、二つ目の丸、真ん中辺りですが、合同会議をやるとすれば、その課題あるいは論点の中でどこに焦点を絞っていくのかという議論をしたほうがよい。まず、環境と塩害に絞ったほうがよい、ということ述べられました。一方で、関口委員の二つ目の丸、中部地整は専門委員会報告書に反論している、合同会議の最初のステップで、この報告書に対して中部地整から反論してもらい相違点を明確にして、それを踏まえた上で開門調査が必要なのか、その理由は何かなどを整理し、議論すべきである、やってみなければ判らないのは怖すぎる、というお話がございました。これについては小島委員が、昨年も委員でやっておられましたので、関口委員の意見をプロジェクトチーム、あるいは専門委員会の議論

そのものになっております。その見解の相違がそのままの状態になっているということが述べられております。全体はこのような流れになっておりまして、最後に、稲垣座長が意見を改めて整理をして、関係機関とも意見交換をしないと、ということで、第1回の準備会は幕を閉じております。以上でございます。

(稲垣座長)

ただ今、第一回目の意見ポイントについて事務局から説明させていただきました。この点は先生方もすでに事前にご確認いただいているということで特に問題ございませんか。

どうぞ、蔵治先生。

(蔵治委員)

蔵治でございます。一つだけ明らかにしておきたいことがありまして、それは今の資料1ではなくて会議録の11ページに記載されております関口委員の前回の会議のご発言についてであります。

(事務局)

会議録に関しては委員だけに配布しております。

(蔵治委員)

そうですか。それは存じませんでした。大変失礼いたしました。会議録はすでにホームページにアップされてございますので、細かいことを後で確認されたい方は後ほどホームページから会議録の11ページを見ていただければいいんですけども、要するに関口委員は前回のこの合同会議準備会において河口堰を河川に作ったわけだから生物、生態から言えば環境が悪くなるのは当たり前だというふうにご発言されたわけですね。そのことについて実は、前回の7月24日の会議の1週間後くらいに開催された8月3日の最適運用検討委員会の方で話題に出たという経緯がございます。その時に最適運用検討委員会のある委員の先生がその関口先生の発言についてご発言されまして、それももう会議録は公開されておりご存知かもしれませんが、その関口先生のご意見というのは当時国が説明していた環境への影響への内容とはちょっと異なっているんじゃないかと、つまり当時国はその環境への影響は軽微、あるいはほとんど無いというようなことを裁判の場においてもあるいは、一般向けのパンフレットにおいても一貫して主張されてきていたという経緯があるんじゃないかということで、その歴史的事実とその関口先生が発言された内容がかなり食い違っているんじゃないかとおっしゃった先生がいらっしゃるんですね。ですのでその点について補足的な説明をいただければと思います。

(関口委員)

今の蔵治委員の発言は、私にとって意外なんです。私、別に国の代弁者ではないので、専門家としてこの発言そのとおりで修正する必要はない。

(蔵治委員)

私もその時に、そういうふうに説明差し上げたんですけども、なかなか理解していただけなかったので、関口先生の方から改めて自分の考えと国の従来からの考えというのは異なっているんだということを言っていただければよいです。

(関口委員)

いつも誤解されているというか、僕は専門家、科学者として来ているので、別に国交省の代弁というか後押しするのために来ているわけではないので、その辺がなんかあまり始めから色分けされるのは非常に心外です。

(稲垣座長)

そういう意見が第一回目であったことは事実ですし、それを関口先生も認めてみえますので、うちのこの会議ではそれを踏まえてやったらいいと思います。もし、どうしても国の方がそれではまずいということだったら関口先生と国の方で議論していただければいい問題かなと思いますけど。

(関口委員)

私と国が議論する筋合いはないんじゃないかな。

(稲垣座長)

もし国のほうが行って来たら関口先生が責任もってやってもらえばいいと思いますので、あえてこの会議でとやかくその部分を言う必要はないような気がします。

(関口委員)

でも蔵治委員に今みたいに言っていただくと助かります。

(蔵治委員)

私は、要は愛知県の最適運用検討委員会のほうの委員の先生の方で正確に理解されていないというか、よくわかっていただけなかった先生がいらっしやっただけで、その先生にきちっとこういうことだとわかっていただければ、それでもう十分だと思いますので、おそらく今の先生の説明で十分わかっていただけるということで、これでよろしいと思います。

(稲垣座長)

ほかに何かございますか。よろしいですかこれで。議題1は確認というのも含めてということですので、これにしたいと思います。2番目でございますが、国と専門家委員報告書の相違点の整理についてでございます。これは先ほど資料1でも事務局が説明しましたが、前回の準備会で関口先生から提案があった国と専門委員会報告の相違点を整理しておいたほうがいいんじゃないか、特にこの委員の中で共通認識を持つためにも整理したほうがいいんじゃないかのご意見がございました。したがって私どもとしてはその後私が国の方に出向きまして、これについては第1回目の状況についてもご説明し、是非いろいろ整理してほしいというお願いしましたところ、国はすでに23年度の第1回目の中部地方ダム等管理フォローアップ委員会これでその見解は提出しているということでありまして、その後、いろんな経緯はあったかもしれませんが、今の段階でその考え方を変えていないとこれが国の考え方だということでございますので、それを私どもはいただいて事務方で整理させていただいております。それともう一つ関口先生からの意見を踏まえその後蔵治先生から要点整理という形で私ども委員のほうにも提出していただきました。したがって国の第1回目のフォローアップ委員会の考え方、それと蔵治先生がまとめられたもの、それと専門家委員会の論点この三つを並行して事務方で整理をさせていただきました。国の委員会の報告そのものを私どもきちっと転記したわけではございませんので、すこし事務方がいろんな形で斟酌してあまり長く書いてもわかりにくいので、まとめたものがございます。事前に国の考え方については間違いないかということ確認をさせていただいて今日の資料2という形で提出させていただいておりますので、これについてまず事務局の方から説明をしてください。

(事務局)

それでは資料2のほうですけども、今座長のお話されたとおり、非常に国のホームページのほう公表が非常に専門的で細かいということで、ここは論点を一般的にわかりやすいように報告したらどうかということを行っていることを一般的に理解しやすいような感じに直させていただいたものでございます。資料の一番左側が専門委員会報告書からの抜粋になりまして、真ん中と左が蔵治先生のほうから概要をまとめていただいたものです。一番右は真ん中を踏まえつつ補足を国の記者発表等の公式見解そういうのを事務局の方でとりまとめさせてもらって追加するような形でなっております。資料の見方としては一番左と右側二つというような形で見ていただければよいと思います。話し始めると非常に長くなりますので、ポイント、それでもポイントといってもかなり長くなりますけども、ご説明をしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

まず一番最初の運用のところでございます。まず去年の長良川河口堰の専門委員会の報告書こちらの方から堰の最適運用を探るためのデータを得るための調査を目的として諸条件が満たされることを条件に堰上流に塩水を入れる運用を一時的に行うというのが報告書の方の考え方でございます。それに対して国の方なんですが、一番右側見ていただきまし

て堰の運用にあたっては塩害を起こさせないという本来の目的のもとに様々な分野の学識経験者や長良川流域の関係者等の意見を聞きながら河川環境に最大限配慮したより良い河口堰の運用に努力してまますというような意見でございました。

それから水質に関してですが、次環境の中の水質でございますが、囲みの一番下のところを抜粋させていただきますけども、河口堰下流 DO、溶存酸素、水の中に溶け込んでいる酸素については、環境基準を満たしておらず悪化の傾向が見られていますというのが、報告書に書かれております。それに対して国の見解ですが、堰下流水域の一番底の方の溶存酸素 DO は河口堰運用開始前の平成6年度の時には小潮時頃に塩分成層に伴い周期的に低下していたと、この傾向は運用開始後も同様に認められ、年により強弱見られるが、これは流量の多少に関係していると考えられるということで、ただし、一番底の方の溶存酸素の低下は大潮の時に強混合したりだとか、大規模出水により速やかに改善しています。

(関口委員)

僕がこういうことを言ったのは、合同会議で一番最初にやるべきことはこういうことじゃないかと言ったのであって、ここでこれ説明していると肝心の時間が取れないし、こういうふうにまとめましたということでもいいと思うんですけど。

(稲垣座長)

説明した後でそういうことを言おうと思いましたが、これだけ細かいことになると、私もこれは準備会でやるべきレベルじゃないと思います。だからあくまで合同会議でやれば良いと思いますけど、現時点で論点としてこれぐらいの差があるよということだけ再確認という意味で整理したものです。ちょっと簡単に説明してください。先生の言われたとおりで、私もこれを見て、これだけ細かいものをこの準備会でやっていたら何時間あってもこれは終わらないと思いますのでそれはそのつもりでいます。

(事務局)

喉の乾かない程度に簡単にやらさせていただきます。一枚めくっていただきまして環境の中の堆積物ですね。堆積物は専門委員会の報告書の方ではシルトとか粘土質がたまっているんじゃないかなと、これは今国がやっているフラッシュアウトでも解消されていないんじゃないかというような意見がございまして、それに対して国の方は、もともと河口堰付近というのは細粒分や有機物が堆積しやすい場所だということでそれほど悪化している傾向はみられないということを言われています。

それから底生動物については、シジミ類、これあの堰下流のシジミは減っているよというのが専門委員会の方で、国の方はそれほど減っていないんじゃないかということになっています。ただ、上流の方は淡水化になっていきますので、ゴカイ類とかそういうものはほとんどいなくなりましたよというようなことを国の方は言っております。

それから魚のほうですけども、魚のほうはアユですけど、専門委員会の方はかなり影響及ぼしているということですが、これは国の方はそういう傾向あるけども全国的な傾向でもあるということで、一概には言えないのではないかというようなことで、これはさらに検討したほうが良いということをおっしゃいます。

それからヨシのほうは、専門委員会は復元は成功していないといっているんですが、国の方はちょっと回復傾向にありますよと言っておられます。

一枚めぐりまして水供給のほうですね、これは専門委員会の方は、少雨化傾向というのは統計的には有為ではないと今は増加傾向だよということになっております。これに対して国の方は日本の水資源平成23年度版のものでも降水量の多いときと少ないときの開きが拡大しているそれから年降雨の振動幅増大しておいて近年は少雨化にあるということが書いてありますということです。それから水供給もう一つですが、これは長良川河口堰に開発された水は16パーセントしか使われてないと、供給が過剰じゃないかということですが、これについては、国のほうは近年の20年で2番目の渇水年の安定供給可能量は減っておりますし、それ以外に長良川河口堰を作ることによって北伊勢工水これが安定して取れるようになったということにして非常に安定供給に資するような形になってますということをおっしゃいます。水需要については専門委員会の方では水需要予測は過大だったということですが、それについては国の方はしっかり検討した上で出したものがありますと言っておられます。

続いて、平成6年みたいな異常渇水というのは平常時とは別だから、別の発想でやりましょうというのが専門委員会の報告書ですが、国の方は平成6年はたしかにもう平常時とは別だったものですから、あらゆる手段を講じたけれども水道用水では19時間断水があったりだとか、工業用水では減産ということで被害が発生しておりますということになっております。それから木曽川の成戸50トン制限水量ですけどもこれは科学的根拠が薄弱だと専門委員会は言っておりますが、これについては、これは河川整備の目標として国のほうは流水の正常な機能を維持するために必要な流量ですよということが書いてあります。

それから塩害でございます。次のページに移りましてこれは、塩水遡上が起きるのは専門委員会の方では小潮と30トン切れの時だけだと、一年のうちの数日程度で30キロメートル遡上する根拠はないということがございました。これについては、シミュレーションすると浚渫を行うと渇水流量の時と豊水130トンの時の遡上距離の差は2キロメートル程度ですよと、長良川河口堰は木曽川と揖斐川に比べて河床を大幅に低下しておりますので、木曽川、揖斐川と比べて長良川河口堰は塩水が遡上しやすい状況になっているということで、これは30キロメートルまでは遡上する恐れがあると言っておられます。

塩害についてですが、農業用水ですけど、農業用水が取水していない時期に開門調査やれば大丈夫ではないかというのが専門委員会の報告書でございます。また、もしも塩水が入る可能性があったときは調査をやめて塩水を出せばいいんじゃないかというようなのが専門委員会の報告書でございます。それに対して国の方はそれだけじゃなく、長良川が塩

水化すると今度は地下水の塩水化もあるものですから、そういう意味で取水障害、地下水の利用困難、農業被害、土地利用の制約というような影響が生じることが予測される。それから、取水している時に、これをやめて塩水を出せばよいという時の、堰の上流に塩水の塊が残る可能性があるとか、底の下のところ溶存酸素が少なくなる状況もあると国の方は言うておられます。以上でございます。

(稲垣座長)

今、説明しましたとおり、全く論点が、はっきり言っかみ合わないというのが実態である。私、第三者の立場からみてみますと、それぞれ別の立場から論点を見ているので、こうなってしまうのかなと思っておりますけど、先ほど関口先生も言われましたように、これをこの準備会で一つ一つやるのは、とても無理があると思います。また、やる意味もどうかと思います。これはまさに合同会議が開かれれば、合同会議で議論してもらえば良い問題だと思いますので、これにつきましては準備会でこういう整理をしたと、皆さんが共通認識を持ったという形で、いかがかなと思います。

これについて、もし先生方でちょっと違っているぞとか、何かございましたらご意見いただけますでしょうか。事実関係を書いただけですから、特に問題無いかと思っております。

(蔵治委員)

じゃあ、よろしいですか。

(稲垣座長)

はい、どうぞ。

(蔵治委員)

今の資料2について、少し補足しておきますと、欄外の所に「本資料は、第2回愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会資料（蔵治委員作成）をもとに、事務局が作成」とこう書いてありますが、私は7月24日の第1回準備会の後、稲垣座長から指示を受けまして、論点を簡潔に整理したものを作って欲しいということで、A4版表裏1枚紙で簡潔に整理した資料を作りまして、それを8月3日の最適運用検討委員会に提示したところです。その時に特段の意見もございませんでしたので、それがそのまま資料として公開されておりますし、それが今、皆さんのお手元にお配りしてある資料2の、3列あるうちの1列目と2列目ということになっております。ですから、この資料の1列目と2列目は、基本的には私が書いたものでして、それに対して最適運用検討委員会の先生方の目は通過しているということですが、別に、私がこれを国に持って行ったということはございませんので、私がやった事はそこまでだということでございます。

今のご説明ですと、私の作りました資料にも国土交通省中部地方整備局・水資源機構中部支社さんのお考えというのを、私なりにそのまま引用したものもあるし、私なりにこういうことかなと解釈して作文した部分もあるわけですが、ちょっと私の力不足だったのか、誤解だったのか、私の言葉が足りない点をいろいろ加筆していただいたということなんですけども、この3列目の事務局修正案というのは、事務局が書かれていることなのか、国が書いた文書そのままなのか、つまり国の見解がここに示してあるのか、事務局の見解が示してあるのかということが、ちょっと不明瞭に思うんですが。

(稲垣座長)

事務局、考え方を説明してください。

(事務局)

例えば1番上の「運用」のところですと、事務局修正案に関しては平成23年11月17日に記者発表資料がございまして、その記者発表資料をそのまま転記した形になっておりまして、国の公開資料を調整しながら、蔵治先生のを完全に否定しているわけではなくて、例えば2段目の「水質」の欄を見ていただきますと、「同左」と書いてありまして、蔵治委員の作っていただいたものに、後この2行を追加してもらったらどうかと、そういう感じで書かしてもらったものでございます。

(蔵治委員)

まずは、これは分量の問題というのが一つあって、私はこれを本気でやり始めたら50ページも、60ページも行くようなものを、一生懸命、整理しようとしてA4表裏1枚にまとめたわけなんですけど、そのせっかくまとめたものをですね、なんか、ものすごく文章を一方向的に追加されて、枚数が3枚増えているというのはですね、私の努力は一体、何だったんだというふうに受け止めざるを得ないということがあります。こんなに枚数を使っていっぱい書いて良いのだったら、専門委員会報告書の方だって、書くことはいっぱいあるのに、それを大量に削除して作っているものですので、私に断りもせず、いきなりこれを送りつけられてきたのですけども、それについては非常にアンフェアな資料の作り方をされていると言わざるを得ないのですけれども。

(稲垣座長)

その点は、もし、そういうふうに先生が取られるのだったら、これは私も含めて、先生にお詫びせねばならないのですけれども、出来る限り私どもは、足らなかった文は追加したと、あくまでも1番右の文は、先生の意見、それと国の報告書の意見も踏まえて、これぐらい書いた方が良いかなということで、書かせていただいたものですから、もし間違った部分があれば、それは修正せねばいかんと思いますけど。

(蔵治委員)

ですので、これは基本的にこの作業、こういう事をやりだすとエンドレスになるわけで、この資料を示して、この資料を今度は長良川の最適運用委員会の方に示したら、最適運用委員会の方も言いたいことがまたドンドン増えてくるわけですね。この事務局修正案のところに書いてある3列目の所に対して、私も今すぐ反論をしたくなるようなことがいっぱい書いてありますけれども、そういうのも報告書の中にも既に書いてある訳で、それを切ってこれを作っている訳ですから、そういう、またなんか不毛なイタチゴッコを開始するための、なんか呼び水的なことを、敢えてやられているという印象があるのですけれども。ですので、私は中立的な立場ということ配慮しながら、両方の言い分の中でその一番重要な部分だけを残して作ってきたつもりなので、そういう気持ちというものをですね、簡単に踏みにじらないでいただきたい。

(稲垣座長)

この資料を、そうしたらどういうふうに取り扱うかという問題になると思いますが、これについては今日はこういった形で皆さん方にもお配りしてございますけれども、少しもう一度、この終わった後、少し時間をかけてですね、蔵治先生とも相談し、修正版をホームページにアップするというような形で、先生よろしいですかね。

(小島委員)

この資料のクレジットがどういうものなのかなんですよ。事務局修正案と書いてあつてね。最初のご説明は国の見解を事務局で整理して、それを中部地整に見せて了解をいただいたという。そうすると、ここのクレジットは一番右の欄は、クレジットは一体、何処にあるのかということなんですけれども、中部地整にあるんですか。愛知県にあるんですか。どっちにあるんですか。県で中部地整の了解を得るために書いたんですか。

(稲垣座長)

内容に問題が無いかを確認したい。

(小島委員)

問題は事務局が責任を持って書きました。それで間違いが有る無しということは、分量の問題だから、極端に言えばいろいろ引用されていけば間違いは無いんですよ。そのままの言葉を切り取ってくればね。問題はどこの部分を切り取ってきて、どの分量を切り取って一覧表を作るかということがここのポイントなので、書いてあることが間違いでは、多分、無いと思うんですよ。表を作るというのはそれぞれの膨大な、それぞれ量の多いものの何処を切り取って並べるかが問題なのであって、これは間違いかどうかという問題では

なくて、どういう分量で資料を作るかだと思うので、そういう観点からあつてるとか、間違っているとかではなくて、資料の性格とかクレジット、何処が責任を持ってこの欄は書いたということがはっきりしないといけないんじゃないでしょうかね。

(稲垣座長)

どうでしょうか。蔵治先生。

(蔵治委員)

もし、事務局がこの修正案のようなものを作ってくるのであれば、あるいは愛知県の文責で作るのであれば、最初から私に頼まなければ良かったんじゃないかと思うんですね。愛知県が河口堰検証専門員会報告書の引用をする、あるいは中部地方整備局・水資源機構中部支社なんかの公式発表資料を引用して、この表の原案を作ってもらって、その原案を愛知県側のことについては最適運用検討委員会の方に示して確認してもらい、中部地方整備局等についてはフォローアップ委員会の方に示して、フォローアップ委員会で確認してもらって、皆がそれで OK であれば合意形成が出来る。その時、その分量とかに不公平感が無いようになっていけば、皆が納得すると思うんですね。どうも今回、そういうプロセスで進まなかったのが、ちょっと上手くいかなかったんじゃないのかなと思うんですけど。

(関口委員)

確認しますけれども、僕が前回した発言はこういうつもりではなかったのですよ。つまり、これは合同会議で最初にやるべきことで、この準備委員会でこういうことを全然、期待していない、するべきじゃないという考えです。国と愛知県の専門委員会の方で意見の相違がいっぱいあるということは承知している訳ですね。だけど、きちっと認識を共有したいということで、それは合同委員会の最初の段階でした方が良いんじゃないかと言ったのですけど、小島委員からはそれはちょっと時間が早すぎるじゃないかということで、じゃあ別途、やってもいいんじゃないかということをやったのであって、この準備委員会でこういう作業をすることは非常に問題が大きいと思います。実際に膨大な量の資料があるはずですよ。だから非常に努力されて蔵治委員は作ったのだけど、一応これはもう、ご破算にした方が良く思われます。小島委員が言ったようにクレジットの問題もあるし、今言った切り口の問題もあるし。

(松尾委員)

それぞれの書かれている内容はともかくとして、挙がってきている項目は確かに見解の相違がある点なんですね。それをピックアップして、合同会議で見解の相違があるところの何処に絞って議論を進めていくかという、そういう方向に議論を進めて行ったら良いんじゃないでしょうか。だからこれ自体は、私も何で右側のやつがあるのか良く分からなか

ったんですが、少なくともこの資料を見れば、この点で見解の相違があるというのが分かりますので、そういう項目をピックアップして行って、じゃあ合同会議ではどれに焦点を当てて議論して行きますかということ、この場で議論したらいかがでしょうか。

(稲垣座長)

今、松尾先生が言われたようなことで、そうすると問題はこの位置付けが、例えば項目三つ並んでおりますけれど、ちょっと言葉足らずの部分があると思いますので、例えば真ん中の欄は整備局および支社のものをベースにして先生が作られた文ですので、そこら辺を明確にしておかないといかんと思いますので、今日はもうこういう形で皆さんにお配りしましたけれど、その辺を修正すると、今それと松尾先生が言われたように、特に相違点がある項目については、これは多分この通りだろうなと思いますので、そのへんの取り扱いをもう少し整理させていただいて、別個、先生方のご意見をいただいて修正させて頂くということで、これはあくまでも合同会議で議論するための項目としては、多分、皆さん方一致している所じゃないかなと思いますので、そういう取り扱いにさせて頂いてよろしいですかね。蔵治先生のご理解を頂けるように、ちょっと修正はさせていただきますので。

(関口委員)

蔵治委員のご理解を得る必要はないんですよ。言い方は悪いけど、この問題はこれ以上議論してもあまり意味がない、はっきり言って。

(蔵治委員)

もちろん、了解しないと行ってごねるつもりはないんですけど、松尾先生が今おっしゃった意見は前回もそうおっしゃっていたので、そういうご意見だと思うんですけども、関口先生は会議録を拝読すると、やっぱり国がきちんと専門委員会報告書に対して反論すべきで、その反論をまず聞いて、というご意見をおっしゃってましたよね。だからこれはある意味、国の直接の反論でもないで、若干中途半端な印象はあるんですが、国の反論というのを我々が聞くというのをやるかどうかは決めておかなければいけないと思うんですけど。

(関口委員)

フォローアップ委員会の国の反論を読むことのできる人は限られていて、一方で愛知県は広く公開されていて誰でも読めますよね。僕が前回言いたかったのは、表だって国の反論をきちっとして、反論しっぱなしではなく、またお互いに言い方もあるでしょうし。だから僕は合同委員会の最初にそれをやって欲しいということを確認したかっただけの話で、具体的なことは合同委員会の中でやればいいということです。

(稲垣座長)

よろしいですね。ただ今、合同委員会、合同委員会と出てますけど、私の役割は早く合同委員会を立ち上げることですが、今日このあと議論し、また先生方のご意見もいただかなければいけません。第1回目から第2回目までいろんな動きがございました。それ以外にも、これをやることによって関係者からいろんな反発も来ているのも事実でありますので、それをどういうふうに乗り越えて合同委員会へ持って行けるかという大変厳しい問題があると思います。ですから、1、2はこの程度にさせていただいて、3番、4番を少し先生方のご意見もいただきたいと思います。3番の合同会議の役割、あるいは準備会の位置付けというのは、先程来、第1回目と比べると先生方、合同会議の位置付けというのはだいぶ煮詰まっているなという印象を受けましたけれど、個々の問題となるとやはりまだ意見の相違があると思いますので、まず、3番4番二つに分けてありますが、一緒に第1回目以降の国、関係者の動きを1回ちょっとお話させていただいて、そういうことも踏まえた上で、どうやったらいいのかというのを少し議論したいと思いますので、まず資料3をその後の動きでこういうのがあったというのをちょっと説明してもらえますか。

(事務局)

これ、昨年の一連の動きの中の関係機関のことですが、資料3の要約版の方でご説明いたしたいと思いますが、その後ろに参考資料で全文がございますので、ここからの抜粋だということをご確認いただければと思います。

まず、岐阜県知事の議会答弁でございまして、平成23年の3月でございまして、「塩水が浸入しない範囲で河口堰の更なる弾力的な運用を検討するように国交省や水資源機構に強く申し入れしています。岐阜県では河口堰上流で農業用水を取水しているが、堰上流への塩水の浸入をどのように防止・回避するのか、地下水や土壌への影響はどれほどか、塩害が発生した場合誰が責任を持つのか、さらに、下流のノリ養殖への影響はどれほどか等、十分に論点を整理する必要がある」と答弁されております。同年9月ですが、「岐阜県内沿川自治体の関係者は、長良川河口堰検証専門委員会の議論の行方について、大変心配している。塩害が起きることを許容して、それを皆で補償してはいかがかという考え方は、受け入れることができない」ということです。それで本年の6月なんですけど、今度は、「河口堰の代替水源を岩屋ダムに求めるという議論について、論外であると考えている」ということでございます。

それから23年10月の岐阜県議会の決議の中では、「長良川河口堰の建設目的に即した適正運用を求める決議」がなされております。

それから岐阜県の海津市議会の方からですが、平成23年の12月、「長良川河口堰の最適な運用を求める意見書」が出されております。

それから三重県の方でございまして、三重県は平成23年12月議会におきまして、「長良川河口堰は、本県にとって生活、産業活動の基盤として重要かつ必要な施設であり、開

門による塩水遡上は、塩害の防止や、水道用水、工業用水の取水に支障が出るなど極めて大きな影響があることから、開門調査の必要があるとは判断していない。開門調査は必要ないと判断しているものですから、開門調査に要する費用は、開門調査が必要とする愛知県に負担していただくのが筋かと思う」、ということで回答されております。以上でございます。

(稲垣座長)

はい、ご苦労様でした。これから合同会議を進めるにあたって、まずこういう考え方を持ってみえる方々を説得できるだけのものが無いと、いくら私どもがやってくれと言っても乗ってこないというのが実態であります。県のプロジェクト報告書によれば、合同会議の位置付けというのが、長良川河口堰の最適な運用を検討するにあたって塩水を遡上させる運用と遡上させない運用とのギャップを調整するために開催する、というような書き方もしてあります。先ほど説明しましたように、岐阜県知事にしても三重県知事にしても、塩水が浸入しちゃいかんとか、あるいは開門調査なんて全く必要ない、というような意見を議会で答弁してみえるというのは、大変重いものですから、この考え方を変えてもらわない限り、なかなか合同会議を開くことは難しいだろうと思います。そのためには、私どもがこういう形で開門調査をしたいと、県が発案した以上、乗ってきていただけるだけのメリット、第1回目で言いましたように、デメリットをきちんと議論しなければいかんのかなと思います。国とも協議させていただいたんですが、国の考え方はちょっと違いますけど、既に方針は出ていると。これを覆すだけのデータを見せてもらわないとなかなか難しいだろうな、というのが調整段階での私の印象でした。したがって、是非方向性というか、ある程度この準備会の中でそういうデメリット、メリットというものが出せるかどうか、そういうことが可能かどうかということも含めて先生方のご意見をいただきたいなど。そんなものやらずに、まず合同会議を先に開くべきだという意見もあるかも知れません。ですからその辺もどういう形にしていったらいいか、もし先生方のご意見があればまずお伺いして整理をさせていただきたいと思います。

(小島委員)

いわゆる開門と開門調査は違うんですよ、ということを前回も言いました。まず形としての開門の方を考えると、長良川の形状をずっと考えると、まずプラスの話をしなければいけない。これは川が元に戻るという話をしていた訳なんですけど、元に戻るというところの一番大きなところは実は岐阜県側なんですね。ずっと長良川を見ていくとですよ。ところが、岐阜県の知事の見解はそこについて言っている訳ではなくて、そのデメリットが防止できるのかという話を気にされる訳ですよ。塩が上るかということですが、知事の答弁を見ていると、なぜそうなのかというのは、30キロメートルまで塩水が上がるというシミュレーションが根拠だって書いてある訳ですよ。それでこのシミュレーションが正

しいとすると、河口から 25.1 キロメートルの新大江取水口と 29.5 キロメートルの二つの取水口に影響があることが一つ。もう一つは高須輪中のところの地下水および土壌の浸透の話ですね。この二つなんですね。そうすると前からちょっと言ってるんですが、30 キロメートルまで塩水が遡上するというので、まず最初の 25.1 キロメートルと 29.5 キロメートルの取水口に影響があるということになる訳ですが、30 キロメートルまで上るという説明責任、アカウンタビリティはどこにあるかっていうと中部地整にある訳ですよ。だから、まず中部地整にそのことをご説明していただかないと。説明責任をしっかり果たしていただきたいと前から言ってるんですが。その時に使ったシミュレーションの式、係数、データなどなど全部公表して、これをインターネットで公開して、本当にその計算は正しいのかと。今だと誰でもコンピュータで計算できるし、そのデータのチェックもできるので、日本国中の研究者が見ることができるし、あるいは世界の河川の関係の研究者が見ることができるので、昔やったものだからと恥ずかしがらずに、全部出して、今の内外の河川研究者に見てもらえばいい。つまり 30 キロメートルというのが根拠なんです。これが他点までずっとそうなのか、横断的にそうなのか、塩がずっと取水するところまで行っているのか、先がちょっと潜ってどこかまでしか行っていないのかとか。実測データが全然ない訳ですから、シミュレーションが正しくない、ある意味単なる空想の世界かも知れないんですよ。だから空想の世界じゃないんだということであれば、まず計算式をやり、次に似たようなところでこのシミュレーションの方式が正しいんだ、たとえば揖斐川でやってみるとかですね。そういうことでないと空中の議論をしてみんなが心配しているんですよ。誰もこのシミュレーションが正しいということを確認した人がいないんですよ。だから裁判でいうとどっちに説明責任があるのか、ということを見ると、30 キロメートルまで遡上してこの取水口に影響があるんだという知事が懸念しているということに対しては、知事の懸念が正しいんだということであれば、それは中部地整が証明すべきなんです。それをやってもらわなければいけないと僕は思います。

(稲垣座長)

30 キロメートルだという根拠を出したのは確かに中部地整ですから、それを中部地整がやって欲しいと言って、中部地整にお願いはできるかも知れませんが、今の段階でここにあるように開門調査なんかやる必要ないという意見もある訳ですから、今の河口堰を運用していて何が問題があるんだということも、きちっとこういう問題があるんだよということも言わないといかんのかな、という気もするんですけどもね。

(小島委員)

開門調査っていうのは知事のこの答弁からもそうなんですけども、僕もそう考えるんですよ。つまり弾力的な運用をやっている、それでこの愛知県の委員会が発足してから、これじゃいけないと、もっと弾力的にやらないかと、これは成果なんだと僕は思うんです。

行政ってそういうものなので。開けろって言われたら、これはこのままじゃいけないかな、もっと弾力的にやらきゃいかんと。これが知事の答弁の中にも反映されて運用の回数がすごく増えたと、これは良いことだと言ってるわけです。良いことならもうちょっとやりやいいってことなんですけれども。開門調査っていうのはまだ開門ではないので、どんなタイミングで調査をしていくか、塩水がどこまで遡上するかっていうところで心理的な障壁があるわけです。実際の障壁もあるので、この障壁をどうやって取り除くかっていうことは岐阜県側にとっては非常に重要なことだと思うんですね。説明責任を持ってる人間が私はもう説明しませんよと、嫌だよと、必要がないから説明しないんだと、これはデータも全部握っていてですね、30キロメートルまで来るんだと。これが議会答弁のベースになっていて、25.1キロ、29.5キロってそこまでいっちゃうわけですよ。これが心配だと言ってるんだから、元のところについて私はもう説明しませんと、これでは話が進まないんじゃないでしょうか。つまり、この心配が本当なのか嘘なのかということがわからないわけです。だってデータを全部囲い込んで結論だけ出ていって、じゃ説明してくださいって言って、私は説明しませんと。これは役所の取る態度じゃないんじゃないですか。

(蔵治委員)

誰が何の項目について、誰が説明責任があるのかっていうのは、それはもちろん国側にあることもあるし、言い出しっぺの愛知県側に説明責任があることもあるんだろうと思います。岐阜や三重の知事の答弁の説明がされたので、それにちょっと戻りたいと思いますが、今、その要約の資料3という要約だけご説明いただいたんですけれども、その要約の仕方というのは、これは事務局さんがある価値判断をもって、議事、知事の発言から、こう抽出されたというふうに受け止めます。それで私の理解はですね、この岐阜県と三重県の知事の見解は若干違うんだろうというように思います。具体的に少し言わせていただくと、参考資料っていう次の資料に全文が載っておりますが、例えばこの参考資料の1ページ目の一番下に岐阜県知事が発言されているのは、長良川の河川環境につきましては本県としても大変重要なテーマでございますので、引き続き大いに議論していきたいと、いうふうにこの答弁の最後に述べていらっしゃるわけですね。もちろんその前には懸念とかそういうことは書いてございます。それから1枚めくっていただいて、3ページ目の一番下でございますけれども、3ページ目の一番下のところには、河口堰の開門調査についてどのようにお考えで、具体的にどういうことをされようとしておられるのか、必ずしも私どもとしては承知しておりませんというふうに書いてありまして、まあ要するに何も聞いてないってようなことをその後でもおっしゃっているわけですね。それから少しめくっていただいて7ページの答弁では、下から3パラグラフ目の真ん中辺ですけれども、やはり愛知県が行政としてどのように対応するかということは、今のところ定かではないと、いうような答弁をされているわけです。これはある意味、大人の対応をされているのかなと言いますか、その基本的には定かでないようなことに対しては何も答える立場にはないって

いうように、待っていていただいているような受け止め方もできるのではなんかということですね。それから三重県知事については、13ページですけれども、13ページの知事の答弁の一番最後に何が書いてあるかということ、もちろん三重県知事は現時点では開門調査は必要ないと判断していると明確におっしゃってはいるんですけども、愛知県の専門調査会への対応については、まずはそもそも事業主体である国土交通省、独立行政法人水資源機構が判断されることだと思っておりますと、こう書いてあるんですね。というふうに三重県知事はまあ思っていらっしゃるということです。それで、それは知事の現時点でのご意見なので、それは岐阜と三重でまた微妙に違うところもありますし、この間様々な方が様々な意見をいろんなところで言ってきたと思いますけれども、そもそもどうしてここで、この知事の1年間ぐらいの答弁をこうやって今事務局が説明されたかということなんですが、それはちょっと座長にお聞きしたいんですけども、基本的に知事がその、三重県あるいは岐阜県の知事がある程度了解をしなければ、そもそも国っていうのは合同会議のテーブルに着くことすら、こう期待できないっていうようなそういう背景があるっていうことなんでしょうか。

(稲垣座長)

確認したわけではありませんけれど、それも関係者が了解しない限り、この施設は国等のものですけど、やはりそれを使っているのは三重県でもあり岐阜県でもある、愛知県でもあるんです。ですから皆さんがやはり納得するっていうのは大変重要だと思います。先ほど先生が言われました、三重県知事、開門調査は必要ない、けど、三重県知事からすれば（開門する、しないの判断は）自分が言うことじゃないと、あくまでも、っていうのは議会答弁からいけば当然の答弁だと思いますね。ですから国が判断するにしても、これは関係県の了解、あるいは関係者の了解というはある程度求めてくると思いますね。そういう意味もあって私は今回、公になっている考え方、関係者である岐阜県と三重県、それと海津市のこういう意見ってのもあるということをお皆さんに確認していただいた方が良くないかと。僕はこれでいかにと言っているわけじゃなくて、あくまでもこういう状況の中で、この方々にテーブルに着いていただくためには、言い出しっぺである愛知県が何をやったら良いかということをお、先生方のご意見をいただきたいと思っております。

(蔵治委員)

まだよくわからないんですけど、テーブルっていうのはこの岐阜県、三重県もテーブルに着くということなのか。だからその辺がよくわからないんですけど。私たちは今、そのスタートラインに立てるかどうかっていう段階にいるわけですね。スタートラインにすら立たせてもらえないのかどうかってことを私は聞いているわけなんです。もちろん開門調査を実行するという段になっては、当然この三重県、岐阜県の方々の理解と合意がな

ればできるわけがないわけですが、それを検討始めようという合同会議を始められるかどうかという、まだその段階の議論をしているわけで、その段階で何かこういう話がこうガンと出てくるっていうのは、そのスタートラインにすら立たせてもらえないっていうハードルがこれなんですよってことが、おっしゃりたいのか。

(関口委員)

ちょっといいですか。今の議論は先走りすぎですよ。この準備委員会は開門調査のデメリットやメリットを議論する場じゃない。そこへ行く前のスタートラインを早く立てないと、別にこれは岐阜県とかどっかの許可がいるっていう問題じゃなくて、始めから枠を決めて開門調査をするための合同委員会じゃないわけで、開門調査を前提にしているわけじゃないわけで。

(稲垣座長)

それはそうかもしれませんが、合同会議に責任がある国の方が出てくるということになれば現にもう運用しておるもので、私がこう国の方々といろいろお話をさせていただいておる段階ではですね、合同会議に出てくるということはある程度いろんなことも想定されるわけですよ。やみくもに出て行ってボーンと蹴っちゃうというわけにもいかんと思えますので、それはある程度のこういうメリットある、デメリットあるということを示してくれない限り、国が出てくるにしても現に心配されるわけですよ、岐阜県でも三重県でも、国が出て行ったらですね。ですからある程度説得させるためには、そういうものも必要じゃないかということを行っているわけです。

(関口委員)

僕は今の話を理解できないのだけど。僕の理解だと、愛知県の専門委員会とPT報告で1年間近くずいぶん時間かけてやって検討し、愛知県と国との相違点・問題点を挙げているので、それに対して国は説明責任があるわけですね。だけど国は一応答えてないから。それで今こういうふうに論点整理して違いが明らかになったとすると、それに対して今度は愛知県サイドの専門委員会の方からも反論聞いて、それに対して国としては説明責任があるし、それに対してちゃんと応答しないとイケない。そのために合同会議を開くためのメリット、デメリットっていう話じゃないと思うのだけど、この話は。

(稲垣座長)

いや、合同会議に参加していただける、その資料がないとですね。彼らは今の段階では問題ないと思っておるわけですね、そこなんですよ。

(関口委員)

だから、問題ないと思ってるという話はそれは座長さんの感触かもわからないけど、でもこれだけ大きい社会問題になって、あれだけ議論してあれだけ世の中に報告書が出て行って、それで国のフォローアップ委員会でもそれに対して反論していて、それでこういう格好で整理されて相違点が明瞭になってきましたね。やっぱりそれを解消してもらわないといけないので、それは具体的に開門調査になるのかならないのかは別として、合同会議でその問題をきちっと検討してもらって、その結果どうなるかによっては途中で今のような話出るかもわかりませんが、今それを言うのは、愛知県のPT報告で問題になったことを解決させないでほったらかしのままよりも、国も入った合同会議で検討を期待していたのですけども。

(小島委員)

何ていいますかね、開門調査と開門は違うんだとずっと言っているんですけども、例えばね、知事として、あるいは岐阜県側がマイナスの面を心配するのはわかるわけです。マイナスがなければそれはいいことだろうと僕は考えているんですよ。僕が最初に言ったのは、いわゆる清流っていう、あの長良川の多くの部分は岐阜県にあるんだし、環境改善効果っていうのは岐阜県側に起こるのが多いわけですよ、それは郡上八幡までいっちゃうかもしれないし。だけど、その現実の問題としてはマイナスがなければいいことなんですよ。マイナスがあるということについての、一番大きな問題は30キロ遡上問題なんですよ、塩害のね、一番大きな問題ですよ。知事がこういうふうに言って、もう答弁でもそうだし、昔から言ってるわけですけども、要するに河口堰がなければ河口から30キロメートル上流まで塩水が浸水するというふうに聞いております、これが今のシミュレーションの数字でございます、6ページなんですけれどもね。もう一回言いますが、25.1キロと29.5キロの取水口、ここに影響があると、ここに影響があつてはいけないと思われるのもこれもそのとおりだと僕は思うんです。そうする問題は本当にそうなのかということ、愛知県側の専門委員会では言ってきたことなんです。これについてはやってみなければわからないなどという無責任なことを言うつもりもなく、それはシミュレーションで30キロということになっているんだから、そのシミュレーションは一体どういうものだったのかというのは、30キロだと言った人に説明する責任があるわけですよ。そうじゃないということを証明してみろというのは、これはねルールが違うんであって、アカウントビリティっていう説明責任は30キロまで延びるんだ、言った人にあるわけです。やっぱりご心配なんで、ある程度シミュレーションをしなきゃいけないでしょう、実際に調査をする場合もね。そうすると30キロだとまず30キロなのかどうかというシミュレーションと係数と、当時インプットしたデータをまず公開してもらわなきゃいけない。それから河床だって今変わっているのだから、じゃ今はどうなのか、というシミュレーションをやり、そのシミュレーションは実測値と合っているのかということをやって、今開けるわけにはいかない、例えば揖斐川でやってみるとかね、そういうような係数を変えればこの

シミュレーションの方式は妥当するんだと、いうようなことがあって、その上でなお且つ、どんな環境条件のもとで開ければこの29.5キロあるいは25.1キロまでは行かないというのを一つずつ少しずつやれば、知事が懸念するような、ここには行かないようになる。一つの問題ですよ。まだもう1個、一つずつ潰していかなければいけないので、もう一つは地下水の浸透の問題で、地下水の浸透って別に長良川だけじゃないので揖斐川だってずっとあるわけなので、それから河口堰ができる前だってあるはずなので、そのデータだって必要なわけですよ、そのデータを持っている所はね、やっぱり出してもらわないといけないです。これはいろいろやってきた所があってデータを隠して議論しろというのはフェアじゃないですから、一つずつそういうものを潰していかなきゃいけない。問題はそれを準備会議でやらないと国は乗ってこないというならやらざるを得ないかもしれないけど、問題ないと言った段階でもう合同会議の塩害問題解決しちゃうわけですよ。合同会議で何やるんですかという話になるわけです。そこまでやって仮に30キロまで行くということになりました、それも愛知県側もそれを了解しましたと、確かにこの式は今の河床のデータも入れればそうなる。それならそうなんですねという前提で議論しなきゃいけないし、行かないんだということになればこれは杞憂になるわけですね、この問題は消えちゃうわけです。だけど、そういうことは準備会議でやることなんですか、あるいは合同会議でやることなんですかといつも言うんですけど、つまりこれが合同会議をやる条件であるならば、こういうことを一つずつ解決をしたうえで、やった途端に結論は出ているはずですよ。合同会議をやった途端に終わりになるんですよ、そうなっちゃったら。だからどこまでが準備会合で、どこまでが合同会議なんですかという所を整理してもらわないと、止めどなく合同会議でやることを全部やることになるんじゃないか。今言ったことは説明責任を整理して、例えば環境に改善について僕は法律用語で疎明と言いましたけれども、それは愛知県側が出すけれども、30キロという説明責任は国土交通省にあるんじゃないですかと、こういう責任分担、説明責任分担を整理すればいいんじゃないですか。

(稲垣座長)

先生言われるのは、準備会でそういうものを整理して、項目をまず、責任をする責任者に出すべきじゃないかということですか。

(小島委員)

準備会合っていうのは項目と説明責任の分担を整理をして、こういうふうには合同会議をやったらどうですかという所が準備会合だと思うのですが、いやそれでは乗ってこないんだということであると、これどんどん実質的なことをやらなきゃいけないで、それをやっていると、その正に合同会議が始まったらもう結論が出てるっていう所へ行っちゃうから、一体合同会議っていうのは何ですかということになりませんかという話をしているんです。

(松尾委員)

開門調査のメリット、デメリットはこの場ではできないと思いますね。申し訳ないですけど、この5人のメンバーでやれというのは、とてもじゃないけど無理な話だと思いますし、これは実質的に合同会議でやるべき問題だろうと思います。先ほど小島委員がおっしゃった塩水遡上とか地下水の影響に関するデータは公開されていると思います。ですからそれは調べればいいんです。公開されていないというのは調べてない証拠だと思うんですよ。方法論も全部公開されていますし、それからどういう条件でシミュレーションしたか、ただその結果が正しいかどうかは知りません。だけどそれを全部公開されているし、それから地下水が堰の運用前どういう状況だったかも、全部データが公開されています。ですからそれはまた合同会議の場でひとつ検証すればいいんですが、私がメリット、デメリットをやるとすれば、合同会議をやることのメリット、デメリットは何ですか、デメリットはあまりないと思うんですが、メリット何ですかということをして、前回も言いましたけども、まずは呼びかけをするということじゃないかなと思いますね。だから開門調査のメリット、デメリットではなくて、合同会議をやることのメリット、まあデメリットがあるとすればデメリットを、この場で議論して、そしてこういった合同会議をやればこういうことが議論できます、こういったメリットがありますからいかがですか、という呼び掛けをするのがこの準備会かなと思っています。

(稲垣座長)

ちなみに先生、その合同会議をやるメリットとかお持ちですか、そのご意見あります。

(松尾委員)

まず一つはですね、いくつかの相違点がありますね。ここで相違点があるんですが、先ほど小島委員からも指摘があったように、お互いに十分理解していない面がまだまだある。そこの共通の理解がまずは進むというのは大きなメリットかなと私は思います。

(稲垣座長)

蔵治先生何かありますか。

(蔵治委員)

今、座長がおっしゃった国は問題ないと考えているということがあるんですけど、問題があると考えている人も一方には少なからずいて、おそらくその内の1人が大村知事であるのではないかとということで、マニフェストにそもそも書き込まれて当選されたという事実があるわけですね。それからこの話が始まっているというふうに理解しているわけです。大村知事を筆頭とする愛知県側の委員会あるいは愛知県民には問題があるんだということ

を分かりやすく誰にでも分かるようにある程度示す必要はあるんでしょうね。だからその部分の作業がきつと足りないから、国は問題がないというふうに非常に簡単におっしゃってるようなんですけど、特に環境面において具体的にやはり問題で、その問題を解決するとどんなに良くなるかというのもある程度描いていかないだろうと、それには日本のほかの河川とか、海外の事例とかいろんな参考事例がきつとあるだろうということですね。やっぱり慣れてしまったから問題がないというような雰囲気のことには聞こえますけど、やはりその河口堰が無い時のデータ不十分かもしれませんけど、河口堰が無い時代の長良川の清流というものがどんなものであったかという人の話も謙虚に聞いていくってことが、非常に大事なことだと思いましたけれども。

(松尾委員)

よろしいですか。河川を管理してる国の人たちの考え方は問題が無いっていう単純なものではないと思うんですね。やっぱり問題意識は持っていると思います。ですからその問題意識、どういう問題意識を持っているのかということをおね、やはりきちっと聞いて、ただ問題意識は持っているけれども、やはり河口堰で言えば河口堰が持つてくる本来の機能を果たすという、いわゆる大きなメリットの中で、例えば環境問題について持っている問題意識が許容範囲にあるかという判断を、これは管理者として私は成しているんだというふうに思っています。ですから決してですね、丸つきりもう誰も持ってないんだということは、これは言い過ぎだと思いますね。

(蔵治委員)

そう言ったのは座長ですからね。

(稲垣座長)

ちょっと言葉が足らなかったかもしれませんがね。ほかに何かありますか。

そうするとですね、先生方の意見を整理すると開門調査のメリット、デメリットまではとても出せれないというのが、またやるだけのものではないということで、松尾先生も言われましたように合同会議をやるメリット、デメリット、あるいは蔵治先生が言われたように、こういう問題点があるから一度合同会議で整理していきましょうというような項目で整理しなければいけないと思います。まさに小島先生も言われたように、シミュレーションのものとか、あるいは塩水の地下水への問題とか、そういうものも課題があるんじゃないですかということ整理しないといけないと思うので、その項目をまず一度整理しないといけないかなと思います。この場でそれを今、どうのこうの言ってもまだ、先生方もいろいろ持ち合わせが、時間の問題もあると思いますので、できるだけ早い機会に先生方からこういう点を国に聞いたらどうだ、というような項目を出していただくのは可能でしょうか。あるいはメリットはこういうことがあるよ、というものを提出していただくという

のは可能でしょうか。

(関口委員)

話戻りますけど、この委員会はそもそも愛知県が開いているわけですよね、PT報告を受けて合同会議のための準備会をやるということですよね、だから合同会議をやるのは当たり前なので、松尾委員が言われたように、それをどうやって上手に国を合同会議に引き込んでやるかという話なので、合同会議をやるメリット、デメリットを議論する場じゃなくて、そのための準備会だと思っているのですが。初めからここで合同会議もやる必要もありませんという結論も出せるということですか。そんなことじゃないと思うのですが。合同会議をするために、あんまり初めから開門ありきということじゃ国は乗ってこないでしょうし、とにかく愛知県のPT報告にあるように愛知県と国の主張の間に大きなギャップがあるけど、閉じるのか開けるのか、そういう足かせをしないで開門調査のメリット、デメリットを専門家を集めてやるってということだと思っております。

(松尾委員)

デメリットは無いでしょって言ったじゃないですか。だから言い方悪かったと思うけど、合同会議の意義は合同会議をやることによってどういう展望が開けるか、ある程度示した上で、じゃあ項目について論点を絞ってやっていきましょうという、そういうのはやはり準備会では出す必要があるんじゃないかということを行っているんです。

(関口委員)

わかりました。僕はもう前回の会議で、僕自身はですね今日提案しようと思ったのは、もう合同会議を開く日程を決め、それに合わせて議論を急いで進める、だから開くという前提で僕は喋っているのですが、そうするなるべく早く開くために、それに対して時間が無いなら急いで議論回数を増やせばいいだけの話だと僕は思っている。

(稲垣座長)

先生方が言われるのはもっともでよく分かるんですけど、座長として実際に相手があることですから、相手と調整するときに相手が乗ってきてくれるような物っていうのは出さないと。合同会議明日やるから出て来いといって、出て来れる問題だったらそれはいいですけど、そうじゃないからいろいろ先生方の意見も聞いて、本来ならば私は合同会議、何の問題も無ければ準備会開く必要は無いし、やれば良いんですけど、なかなか難しいということで準備会を開こうじゃないかという議論になったと承知しているんですけど。

(関口委員)

座長の言うこともわかりますよ。相手があることだし、勝手に独り相撲をできないし。

だけど、この合同会議の準備会というのは、そういうことも含めて相手が乗りやすいように、入りやすいようになるべく間口、ハードルを低くして、どういうことを議論するかということをやることだと思いますね。それでなお且つ乗ってこないのだったらこういう公開の席だし、乗ってこないということ自体がフェアなことではないということになるのじゃないですか。

(稲垣座長)

ですから、そのとおりだと思いますけれど、その、フェアじゃないから明日出て来いというのは、なかなか言えないというのがありますので。

(関口委員)

明日出て来いということを行っているのではないので、そのための合同準備会をこうしてやっているわけで、だからその時に、合同準備会を開くということは既定の事実で、そのために、国が乗りやすいように愛知県側で具体的にどういうことをやりますかという中身を問題と絡めていくと思ったのですけど。

(蔵治委員)

座長はその前回の会議でこの合同会議を一刻も早く始めるのが自分の役割であり、仕事であると明確におっしゃったと思うのですけれど、その後、国と何らかの交渉なりされた結果、どういうふうに持っていけば国はそれを乗りやすいというふうな戦略をお持ちなのですか。

(稲垣座長)

今ですね、現に河口堰が運用されているわけです。その河口堰が運用されていてもいろいろな課題がある。さっき先生が言われたように、大村知事はまさにそういう問題点を持ってみえるわけですから、そういう問題点をきちんと相手に示してですね、こういう議論をしたいから乗ってきてくださいということを言わない限り、それは乗ってきてくれないと僕は思いますよ。ですから、そういうものをこの準備会である程度整理しないといけないのかなと思っています。それが整理できればそれを持って私は国始め関係者と協議したいと思っています。

(松尾委員)

いずれにしても、まず県が提案しなければならない問題なのですね。呼び掛けないといけないものですから、その呼び掛ける時に、やはりこういう理由で、こういう意義がある会議、こういう問題に絞ってやりましょうか、やりませんかというふうに、やはりその辺の項目とか、これの意義だとか、そういうものをこの会議で議論した上で、提示できるも

のを作り上げるというのが、私はこの会議の役目かなあと思っています。

(稲垣座長)

あの本来、別に準備会がなくても、そういうのが事務方できちんとできれば何の問題もないわけですが、こういう大きな問題でもあるものですから、先生方のご意見がいただけると本当にありがたいということです。

(小島委員)

さっきの座長の話なのですけれど、役人の常として着地点が見えないと、今の立場、今の場所から一步も動けないというのはあるのですよね。だから、着地点が見えるように全部持ってきてくれということになると、さっきから言っているように、着地点が見えるようなものができあがったら合同会議はいりませんと、開いた途端にもう結論が出ている。そういう予定調和みたいなことでないと、今の場所から一步も動けないと言われているから困っているのですよ、とおっしゃっていると僕は理解するのですけれども。再三再四言っているのですが、それは本当に合同会議でやることと、準備会でやること、あるいは国土交通省が合同会議を開くに際しては、もう開門調査をやるのだと結論が出てないと開けないのだということになると、極端に言えばですよ、それはいったい何だろうと。でも役所としては開門調査もやるのだ、あるいはそこが着地点でそこまでやるのだったら出るけれど、ではそこはやらないのだから、もう一步も動けないのだよと。それが議論だとすると本当に準備会が合同会議になってしまう、そうするとこのメンバーでは無理だし、先ほど言ったように、やはり説明責任がある人が出てきてもらって、それで今の河床はどうだった、例えば岐阜県知事のご懸念に対しても、まず最初に説明し、それに対していろいろなことを今の状況で言っていかなければいけないわけですから、そういうことをどこでやるのか、仮に愛知県と国土交通省の違いというのはずっとあるのだけれども、それをどの場でやって一つずつ懸念を解決していくのか、あるいはこの懸念が本当だったらこういう形ですよという形での結論を出していくのか。調査の結果、開門調査をするかしないかという話と、開門するかどうか、どのような形でやるのかは違う話ですから、そこを最初から僕もずっと言っているのですよ。だからどの辺までだと今この場所、立っている場所から動いて合同会議をやりましょうと来るのかと、ここら辺の目分量がある程度ないと結論が着地点まで見えないとダメだというと、本当に何回も言うようですよけれど、合同会議は始まった途端に終わってしまうという、そういう結論を持ってこいというように聞こえるのですよね。

(稲垣座長)

今日色々ご意見いただきました。私もまだこれから国の機関と調整せねばいかんという大役が残っておりますので、これをやらねばいかんわけですが、先生方が言われること

は分かっておりますけど、やはり、少なくともこういう点を私どもは懸念を持っているので、明らかにするために一度議論しましょうというものを持っていかないと、なかなか難しいということは思います。ですからもし、そういうのが先生方であれば出していただくとありがたい。でそれを元にして私が整理して、関係機関と調整をさせていただきたいとしたいと思います。

今、小島先生が言われたように、結論を持ってこない限りだめだと言われるようなことにならないように、これは調整せざるを得ないと思います。

(松尾委員)

確認をしておきたいのですが、この河口堰のPTで合同会議っていう、最後に提案をしているのですが、それはあくまでも開門調査をやる、やらないということを議論しようということではないはずですよ。要するに河口堰のより良い運用を目指すにはどうしたらよいか、そういうことで合同会議をしましょうということだったと思います。だから、関口先生がおっしゃるとおりなんです。そこはまずきちっと踏まえたうえで、会議を提案していかないといけないと思います。

(稲垣座長)

それは間違いないように、お願いしようと思っております。

(蔵治委員)

国の方でもおっしゃりたいことがたくさんあるんでしょし、自分たちのご主張が全く正しくて、という立場であられて、隠しごとをするつもりは全くないと思いますが、あまりにも合同会議をこちらが提案し始めて時間がかなり経っているわけですけども、それに対して合同会議のテーブルにはつかないという態度をずっと取り続けるというのはどうということなのかという、逆にその疑いの目を向けられるということも考えないといけないと思うのですよね。だから、その辺はやっぱり説明責任を果たすという立場があるはずなので、別に結論ありきの会議なんかやるつもりは誰も無いわけですから、そこで堂々と皆が見てる前で話をするという選択肢もやっぱり考えていただきたいというふうに思いますけれども、そういうことも座長から、その何か少し言っていただけないかなと思うところです。

(稲垣座長)

今日、先生方から頂いた意見はきちっと整理して、そういうことは言わせていただくつもりです。確かに、いつまでも国の方も何か逃げているのではないかと見られるというのは普通の人を考えればそういうふうになりますので、そういうことも含めて一度よく話し合いたいと思います。なんにしても相手があることで、どこまで私の力でやれるかどうか

といろんなやり方があるでしょっていうことでまずは調査をやらないと、いきなり開けるって訳ではありませんよっていうことを縷々述べている訳なので、ある意味松尾先生がおっしゃったことはその通りです。それはそういう風に話をしているので早く合同会議をやって頂きたいですけども、僕は国の役人やっていたんですけども、本当に着地点が見えないと一歩も動かないってというのは今時良くないと思いますよね。

(稲垣座長)

相手があることですので、そういうことも踏まえてよく調整はさせていただきます。今日先生方から頂き、まあ大体結論が出てきたかと思いますので、どうも聞いてると私の努力が最後の力かなというふうに思っておりますけど、もしアドバイスあればまた後ほどでも頂ければありがたいなと思います。

だいぶ時間が迫ってまいりましてけれど、ここでもし傍聴される方で自分はこういう意見持ってるよという方がいらっしゃいましたらお願いします。二人、三人ですか。では三人順番に一番前の方からお名前と趣旨を簡潔にお願いします。

(在間さん)

はい、あの、在間です。

前例としてですね、河口堰はもとは無かったわけです。それでその無かったような状態にするというのが開門、近い状態に必要というのが開門で、つまり取り払うわけではないですから、それでその問題について調べるのが開門調査だと理解しております。堰を無かったような状態、開門するということはお金の問題から言うと維持管理費を負担しなくていいという、そういう意味が一方では出てくると思いますので、そういった点からの検討というのは必要だろうと思います。

それとここでの問題というのは、やはり河口堰の専門委員会報告書などが出た後、中部地方整備局と水資源機構中部支社の方からこれに対する意見をですね、一方的にインターネットだとか内部会議で公開しているということです。その内容が今日の資料1でまとめられてる内容だと思うんですけども、結局論点ごとにそれぞれ対立点があるということですね、で今の時点で必要なことは、これだけ対立視点があってお互いに言いつばなしにするのではなくて、ちゃんとわかる形で議論して問題点をちゃんと、極端に言えばどちらが正しいか、どちらのほうより正確なものなのかどうかということを見るのが、この合同会議の目的であり設立の趣旨だと思います。したがってこの準備会というのは、それぞれの論点についてどういう議論をしたらいいのかという議論の枠組みを設けることが一番の課題であって、それを議論すればあとはこれだけ中部地方整備局と水機構中部支社のほうが一方的な見解を公表してそのまま言いつばなしで逃げるといったことはちょっと不自然だと思いますので、ちゃんとお互いに真摯な形でですね、議論をしてですね、問題点を深まって、どちらがより正確なものであるかということを引き出してしまおうということ

を呼びかけることが必要で、それに対して答えるのが国ないしあるいは事業者の責務であると思っております。

それで関係機関のいろいろご意見を見ますとですね、結局、今日の資料の3と資料の1を比較すると、結局、中部地方整備局がこれまで述べていたことをですね、前提にして色々ご意見をおっしゃっているというわけですから、その前提としている中部地方整備局の意見が正しいかどうかというのがまだはっきりしていないわけですから、その点をきちっと解明すればですね、このご意見に対するお答えということは第一歩が開かれるのではないかなと思います。

それからこの整理の関係で言いますと、今、塩水遡上がしきりに問題になっておりますけど、この塩水遡上というのはシミュレーションをやったわけではありません。単なる水利計算をただけです。その結果、あのような毎秒28トンの流量の時には小潮時においては30キロ近くまで遡上するという、その遡上するのは海水が遡上するという、つまり塩水と淡水が二つに分かれて海の水が遡上するということになってます。

それから河川、それから堤内の塩水値というのもシミュレーション、コンピューター計算したわけじゃなくて、簡単に言いますといくつかの条件を設けてその濃度に基づいて集計した、わかりやすく言えばエクセル計算の集計計算をすればできるようなことをやるだけです。それを今までの観測データに当てはめてグラフで読み取って、これぐらいになりますよと言ってるわけです。

はたして今そういう状態が既に堰ができて、ああ、ごめんなさい、浚渫された後ですね、あれから計算してから20年近く経ってるわけですから、実際と整合しているのかということきちっと検証するというのが、この合同会議の一番の役割だと思います。つまり、海水がああいう形で遡上するのか、つまり海水の遡上というのは実は塩水が遡上するわけじゃなくて、垂直方向でも河川縦断方向でも勾配があるわけですから、25キロだとか30キロの取水地点でですね、海水になるということはないわけです。そういった条件のもとでどうなのかを検討して欲しいということです。

それから水需要の問題もこの資料の1に書いてありましたけど、実はフルプラン、前回のフルプランというのは2000年までのデータで計算しております。もうすでに12年経っております。2015年为目标ですので、もう間もなく改訂されなきゃいけない。つまり現在の時点において需要は想定しているこの、例えば20年、近年20分の2でも結構でしょう。それに対してどうなのかをもう一度検証するのが、この合同会議の仕事ではないかなあと思っております。

(稲垣座長)

ありがとうございます。真ん中の方ですか。はいどうぞ。

(山本さん)

豊橋市から参りました山本です。

私は水産関係の者なのですが、同じ国土交通省という名前の中に伊勢湾再生会議というのをずっとやられておりまして、おそらくそちらにお座りの関口さんもたぶん参加されていたと思うんですが、ずっとこの河口堰の話の話を聞いていると、どうも川の話で自己完結しているというか、わざと海のお話をしないのかなという疑問がありまして、同じ我々から見ると役所の中で伊勢湾再生しましょうよという、大きな目標を持ってやっているところが、塩水遡上で開門せずに伊勢湾再生が可能なのかというところがとても疑問で、今日も朝早く起きて柳橋の中央市場に行ってきました。

漁業、水産関係者は今まで河口堰の内側に溜まり溜まったヘドロの心配をしているんですが、それができちゃえば、元通りの環境が戻るのではこれは我々としては大賛成だと、なおかつ、今まで失われてきた水産物が量が獲れ質が良くなるので、これは一般消費者、いわゆる納税者の方にもしっかりと見返りがあるのではないかと。だからこれを川で完結せずに、しっかり伊勢湾再生というもうちょっと広いフィールドで見させていただいて、国土交通省さんも、旧運輸省と旧建設省で未だに分かれているというのは、一般の納税者から見て非常に不自然でこれはもうどうにかして欲しいと思うんですが、意見を含みつつ伊勢湾再生の方面から見て、この河口堰開門はどうかというのを少し伺いたいたいです。お願いします。

(稲垣座長)

意見として受け、回答はちょっと今日は控えさせていただきます。どうぞ、一番後ろの方。

(堀さん)

岐阜市の市内から来ました、堀と申します。注目して参加させていただいております。

先ほどから小島先生が説明責任は国の方にあると言われていたんですが、これは河口堰の専門委員会の報告書と、それから中部地整とそれから水資源機構の意見が全く違いますよね。その時にその中で説明責任があるんだよというのが、国にとっても合同会議を開くことがすごくチャンスなんじゃないかと、国にとって自分の事業についてきちんと説明するチャンスであるわけで、そのチャンスをわざわざやらずに放棄すること自体が、僕は信じられないですね。

どうして国が自分のやった事業に対して、お互いにたぶん専門家なので何の根拠もなしに出されてきたお互いの意見じゃないと思うんですけども、それをぶつけ合って一つのものを作っていくというのは国土交通省にとってもすごいチャンスなわけですから、きちんと出てきて説明してお互いに話し合って考えましょうよというのが合同会議として、是非持って行っていただければ参加して頂けるんじゃないかなと、そのチャンスを放棄しないで欲しいと言って欲しいなと思います。

(稲垣座長)

どうもありがとうございました。大変貴重な意見、3名の方からいただきました。

それも踏まえて、さっきも言いましたが、私がどれだけの力があるかわかりませんが、よく関係者と調整をさせていただきたいなと思っておりますので、またよろしく願いしたいと思います。

大分時間まわりましたが、せつかくの時間ですので何かほかにご意見あればお伺いしますが、もしなければこれでもって終了したいと思っております。

よろしいですか、それでは、どうぞ、一人だけ。

(田島さん)

田島と申しますけど、前からお願いしてたんですけど、農業用水の利水実態調査を、調査の結果を教えて欲しいっていう話をずいぶん前から頼みしてるんですけど、それを明らかにして欲しいんですけども。

(稲垣座長)

それは県の方ですか。

(田島さん)

ええ県です、愛知県。

だから利水実態が分からずに色々議論していても、水利用、さっき在間先生が言われたように、利水実態がわからなくて議論するのは不可能なので、それについては農業用水の実態がわからないので、前から農業用水の実態調査を明らかにして欲しいと、実態を。だからその報告をして欲しいんですけど、よろしく願います。

(稲垣座長)

そういう意見があったということを私からも担当者の方には伝えておきます。

それではこれもちまして、今日の第2回目の準備会は終了させていただきたいと思っております。事務局にお返しします。

(事務局)

はい、一番最後のところにですね、一枚紙がA4の紙がございますが、今日ですね、ここでは話せなかったご意見等ございましたら、お名前とともに愛知県のホームページで公開いたしますので、お名前とご住所とお電話番号を記入の上、お願いしたいと思います。ホームページのほうにもPDF、ワードありますので、そちらの方からメールで返していただく形でも、FAXでも結構でございます。

以上でございます。

(水資源監)

はい、それでは先生方には大変貴重なご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

本日いただいた意見につきましては、また整理の上、今後の検討に活かしてまいります。

本日はどうもありがとうございました。